

「デジタル技術を前提とした衛星開発・製造プロセスの刷新及び機能高度化の
技術開発・実証」の公募要領の一部訂正について

本テーマについては 2026 年 7 月 10 日に公募を開始していますが、発出した公募要
領の一部の記載に誤りがあったため、以下の通り訂正いたしますことをお知らせします。

(訂正箇所)

9. (3) ④ 知的財産の取扱い

(誤)	(正)
<委託の場合> 委託事業で取得した知的財産権は、産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に基づき、委託先である実施機関に帰属させることを基本とします。ただし、安全保障上の観点及び公益性（第三者利用による産業活性化可能性）の観点から JAXA が必要と認める場合には JAXA に帰属させるものとし、契約締結時に定めます。再委託先等での取扱いや第三者への譲渡に係る取扱い等については委託契約書（案）の記載も参照してください。 なお、本テーマにおいては、技術開発課題で取得した知的財産権は JAXA に帰属します。委託先である実施機関が当該知的財産権の利用権を希望する場合、原則、JAXA からこれを許諾するものとし、許諾の条件は別途協議して決定します。また、再委託先等についても同様の取扱いとします。委託契約書（案）の記載も参照してください。 補助事業で取得した知的財産権は、JAXA に報告の上で実施者に帰属します。 (略)	<委託の場合> 委託事業で取得した知的財産権は、産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に基づき、委託先である実施機関に帰属させることを基本とします。ただし、安全保障上の観点及び公益性（第三者利用による産業活性化可能性）の観点から JAXA が必要と認める場合には JAXA に帰属させるものとし、契約締結時に定めます。再委託先等での取扱いや第三者への譲渡に係る取扱い等については委託契約書（案）の記載も参照してください。 補助事業で取得した知的財産権は、JAXA に報告の上で実施者に帰属します。 (略)